

社会福祉法人滝川ほほえみ会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人滝川ほほえみ会（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 1 5 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 4 5 条の 3 5 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等の報酬は、無報酬とする。

- 2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 個々の評議員の報酬は、別記 1 「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第 5 条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を当法人の旅費規程に基づいて支給することができる。

(支給の方法)

第 6 条 常勤役員の費用（旅費を除く）は、毎月 2 5 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(支給の形態)

第 7 条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 30 年 3 月 29 日（評議員会議決日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別記 1 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1 人一律 10,000 円